

銀行員は
これだけ
やるべき!



相続相談&手続きの^勘所

金融機関の担当者が直面しがちな、相続相談や手続きに関する諸問題…その
上手な対処法を様々な法制などの根拠とともに解説します!

第2回 執筆・八木 正宣 税理士法人 SBL 代表社員 税理士/行政書士/CFP®

担当者として
どこまで
できる?

判断能力が不十分な相続人の
相続手続きを依頼された:



相

続人の中に認知症等で判断能力を失っている人がいる

場合には、その相続人は単独で遺産分割協議を行うことができません。家庭裁判所で選任を受けた成年後見人等が、本人を代理してまたは同意を与えたいうえで、遺産分割協議を行う必要があります。

3つの類型や

与えられた権限を確認

そして成年後見人等が選任されている場合には、3つの類型(図表1)や後見人等に与えられた権限を丁寧に確認していかなければなりません。遺産分割協議書や相続届の署名押印欄について、様式が異なります(図表2)。

まず遺産分割協議書や相続届に、相続人本人を代理して、あるいは本人に同意する形で署名押印する後見人等を証明する資料とし

図表1 法定後見制度の内容

成年後見等の類型	後見	保佐	補助
判断能力	全く欠けている	著しく不十分	不十分
成年後見人等の同意が必要な行為	日常生活に関する行為以外の行為	民法13条1項に定める行為 ※1	民法13条1項に定める行為 ※1の一部
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で、家庭裁判所が定める特定の法律行為 ※2	

※1 民法13条1項に定める行為

- (1) 貸金の元本の返済を受けること。
- (2) 金銭を借り入れたり、保証人になること。
- (3) 不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること。
- (4) 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
- (5) 贈与すること、和解・仲裁契約をすること。
- (6) 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。
- (7) 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。
- (8) 新築・改築・増築や大修繕をすること。
- (9) 一定の期間を超える賃貸借契約をすること。
- (10) 上記に掲げる行為を未成年者、成年被後見人、被保佐人等の制限行為能力者の法定代理人としてすること。

補助人には、民法13条1項の行為のうちで裁判所から必要と認められたものに関してのみ同意権が与えられます。

※2 申立てには本人の同意が必要。



図表2 遺産分割協議書の署名欄

【後見人等に代理権がある場合】	
上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。	
令和4年4月4日	神奈川県茅ヶ崎市南海岸通3丁目3番9号 相続人 近代花子 上記 後見人 神奈川県藤沢市江の島3番3号 古代進 ㊞
【後見人等に同意権がある場合】	
上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。	
令和4年4月4日	神奈川県茅ヶ崎市南海岸通3丁目3番9号 相続人 近代花子 ㊞ 上記 保佐人 神奈川県藤沢市江の島3番3号 古代進 ㊞

代理権の場合には本人の署名押印は不要。代わりに後見人等の署名押印を確認

同意権の場合には本人に加えて、後見人等の署名押印を確認

て、東京法務局等から交付を受ける成年後見登記制度の登記事項証明書（図表3）の添付を求めます。成年後見登記制度は、成年後見人等の権限などを登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書を発行することによって登

図表3 登記事項証明書
(補助人選任+代理権付与のケース)

登記事項証明書	
補助開始の裁判	
【裁判所】	横浜家庭裁判所
【事件の表示】	令和2年(家)第2号
【裁判の確定日】	令和2年1月18日
【登記年月日】	令和2年1月25日
【登記番号】	第2020-23号
被補助人	
【氏名】	近代 花子 ～ 割愛 ～
補助人	
【氏名】	古代 進 ～ 割愛 ～
【代理権付与の裁判確定日】	令和2年10月18日
【代理権の範囲】	別紙目録記載のとおり
【登記年月日】	令和2年10月25日
上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。	
令和4年4月1日	東京法務局 登記官 東城照男 ㊞ 登記事項証明書 (別紙目録)
代理行為目録	
1 被補助人の所有するすべての財産の管理・保存・処分	
2 預貯金の管理 (口座の開設・変更・解約・振込・払戻)	
3 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割	←
	～以下割愛～

家庭裁判所で補助人が選任されていることを確認

補助人に対し、代理権の付与がされていることを確認

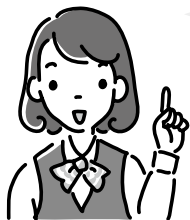
付与された代理権の範囲に、遺産の分割が含まれていることを確認

記情報を開示する制度です。なお、第三者が後見人等に就任していれば問題ありませんが、本人と後見人等が相続人同士の場合には、遺産分割協議において「利益相反」の問題が発生します。すなわち、後見人が遺産分割の内容を自分にとって有利に進めようとするこ

とで、被後見人の利益を損なうリスクです。利益相反にあたる後見人等は遺産分割協議には参加できませんので、家庭裁判所に申し立てて特別代理人を選任してもらう必要があります。

88

ここまでやるべき!



- まず遺産分割協議書や相続届に、相続人本人を代理して（あるいは本人に同意する形で）署名押印した後見人等を証明する資料として、法務局から交付を受ける成年後見登記制度の登記事項証明書の添付を求めよう
- 第三者が後見人等に就任していれば問題ないが、本人と後見人等が相続人同士の場合には遺産分割協議において「利益相反」の問題が発生する。家庭裁判所に申し立てて特別代理人を選任してもらうよう案内しよう